

別記様式第一（第三条関係）

集落地区計画の区域内における行為の届出書

平成 年 月 日

守山市長 様

届出者 住所
名前
連絡先

印

集落地域整備法第6条第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築または工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態または意匠の変更
- 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。
(いずれかに○をしてください)

記

- 1 行為の場所 守山市欲賀町
- 2 行為の着手予定日 平成 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 平成 年 月 日
- 4 設計または施工方法

(1)	土地の区画形質の変更	区域の面積			m ²	
建 改 築 築 物 等 の 新 増 築	(2) イ 行為の種類 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築)					
		項目	届出部分	届出以外の部分	合計	
	ロ	(1) 敷地面積	/		m ²	
	設計 の 概 要	(2) 建築または建設面積	m ²	m ²	m ²	
		(3) 延べ面積	m ²	m ²	m ²	
		(4) 高さ	地盤面から			m
		(5) 用途				
(6) かきまたはさくの構造						
(3) 建築物等の用途の変更	イ 変更部分の述べ面積				m ²	
	ロ 変更前の用途					
	ハ 変更後の用途					
(4) 建築物等の形態または意匠の変更						
(5) 木竹の伐採	伐採面積			m ²		

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、名前は、その法人の名称および代表者の名前を記載すること。
- 2 集落地区計画決定の内容に照らし、必要事項を記載すること。
- 3 書式は、各2部提出すること。
- 4 設計者 住所・名前・TEL
- 5 工事施工者 住所・名前・TEL
- 6 連絡先 住所・名前・TEL

集落地区計画の区域内における建築物等の設計明細書

地区計画の名称 欲賀地区集落地区計画

建築物関係	用途				備考		
	構造等		造 階建 (新築・改築・増築・移転)				
	設計の概要	敷地面積	届出部分	既存部分	合計		
		敷地面積			㎡		
		建築面積	㎡	㎡	㎡		
		延べ床面積	㎡	㎡	㎡		
		建ぺい率					
		壁面後退	敷地	境界線より		m	
			道路	境界線より		m	
				境界線より		m	
				境界線より		m	
		形態・意匠					
	材料および色彩	仕上げ材料	色彩	明度			
		屋根			明・普通・暗		
		外壁			明・普通・暗		
工作物関係	種類	規模等(面積・高さ)	構造	色彩等			
	かき・さく						

- 備考
- 1 構造等については建築基準法によるとともに、該当するものに○をすること。
 - 2 屋根や外壁の材料については、使用材料および塗料材料を記載し、色彩については色彩の記載をするとともに、明度の該当するものに○をすること。
 - 3 かきまたはさくなどについては、工作物欄に記載すること。
 - 4 改修および移転の場合は、前の設計明細書を添付すること。
 - 5 書式は、各2部提出すること。

別記様式第二（第五条関係）

集落地区計画の区域内における行為の変更届出書

平成 年 月 日

守山市長 様

届出者 住 所
名 前
連絡先

印

集落地域整備法第6条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 平成 年 月 日

2 変更内容

(変更前)

(変更後)

3 変更部分にかかる行為の着手予定日 平成 年 月 日

4 変更部分にかかる行為の完了予定日 平成 年 月 日

備考 1 届出者が法人である場合には、名前は、その法人の名称および代表者の名前を記載すること。

2 変更の内容は、変更前および変更後の内容を対照させて記載すること。

添付書類

- (1)委任状** 代理人が届出を行う場合は、申請書（様式第1号）に申請者の委任状（任意様式）を添付。
- (2)位置図** 方位、道路、交通機関および著名な地形・地物などにより申請場所の位置が容易に確認できる図面。
- (3)配置図** 縮尺、方位、地名、地番、敷地境界線、敷地内における工作物・木石等の位置、敷地に接する道路位置・幅員、計画道路の位置・幅員を記入。（縮尺 1 / 50 ~ 1 / 200 の範囲内）
- (4)緑地配置図** 敷地内の緑化部分を緑色で着色。
- (5)平面図** 申請行為の平面図。ただし、建築以外の行為の場合は、現況および計画を対比できるようにすること。（縮尺 1 / 50 ~ 1 / 200 の範囲内）
- (6)立面図** 建築物又は工作物の2面以上の図。地盤面および前面道路の中心からの最高高を記載のこと。
- (7)断面図** 現況および計画を対比でき、敷地境界線を記入した2面以上の図。（工作物および土地の形質変更に限る）
- (8)丈量図** 地積測量図、用地実測図、求積図など
- (9)カラー図面** 屋根、外壁、フェンス、柵などを着色した図面

その他

守山市では、景観計画を平成20年6月1日より施行しており、建築物の建築等の行為を行う際には、景観計画に適合する必要があります。また、一定規模以上の行為を行う場合は、届出が必要となります。